

令和6年度 通年雇用促進支援事業の実施予定

参加
無料

合同企業説明会 令和6年10月以降開催予定

季節労働者の通年雇用の推進、就労機会の拡大を目的に、就職を希望する季節労働者と市内企業の求人担当者が、直接、個別に就労に関して話し合うことができる合同企業説明会を開催します。

ご協力
お願い
します

求人開拓事業 令和6年6月以降実施予定

雇用促進支援員が市内の事業所を訪問し、季節労働者の雇用状況や通年雇用する上で必要な資格等、当協議会への要望などを調査し、事業所の状況や求める人材を把握することで事業効果を高め、通年雇用化を促進します。

ご協力
お願い
します

実態調査事業 令和6年4月より実施中

ハローワーク小樽と連携し、季節労働者の方の生活・労働実態や求職意向等のアンケート調査を実施し、調査結果は協議会の事業に反映させて、季節労働者の通年化を推し進めますので、ご協力をお願いいたします。



ご相談・お問合せ

※各事業をご利用の際は、所定の手続きが必要です。
詳しくは協議会までご相談ください。

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会

☎0134-32-4111 (内線262)

(事務局:小樽市産業港湾部商業労政課)
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号(小樽市役所別館4階)

FAX 0134-33-7432

Email kisetukyo@city.otaru.lg.jp

受付時間

月～金曜日の午前9時～午後5時です。
※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会の
情報はこちらから



令和6年度厚生労働省委託事業 通年雇用促進支援事業

小樽市季節労働者 通年雇用促進協議会 のご案内

当協議会は、小樽市に住民登録のある季節労働者の方々の通年雇用化を促進するため、国(厚生労働省)からの委託事業のほか、地域独自の取り組みを実施しています。



事業主と季節労働者の
皆さんを応援します。

資格を
取って
通年雇用

スキル
アップで
前進!!

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会は7団体で構成されています。

小樽市

小樽商工会議所

北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部

北海道後志総合振興局

連合北海道小樽地区連合会

小樽建設事業協会

小樽建設工業協同組合

支援対象者

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会の支援を受けられる方は
小樽市に住民登録のある方で以下 **1・2・3** のいずれかの要件にあてはまる方です。

- 1** 「本年度の短期雇用特例被保険者」として雇用されている方

必要なもの

ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

2 離職者で直前に「前・本年度の短期雇用特例被保険者」であった方

必要なもの

イ 雇用保険特例受給資格者証
又は
ウ 雇用保険被保険者離職票(1・2)

イ か **ウ** どちらか必要です
- 3** 離職者で直前の雇用保険が一般被保険者等(高年齢者保険者を含む。以下同じ)であった方が、その離職に係る雇用保険の受給資格がない方で、かつ、前々職が「前・本年度の短期雇用特例被保険者」であった方

必要なもの

イ 〈前々職の離職に係る確認書類〉雇用保険特例受給資格者証
ウ 〈直前の離職に係る確認書類〉雇用保険被保険者離職票(1・2)

イ と **ウ** 両方必要です

《 証明書イメージ 》

ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

被保険者番号: [] 確認(受理)通知年月日: [] 資格取得年月日: [] 被保険者種類: []

被保険者氏名: [] 生年月日(元号・年・月・日): [] (1才正 3才前)

事業所名称: [] 転勤の年月日: []

取得時
日 被保険者種類
1又は9 一 高年
4又は5 高 短
2又は3 短

この数字が
2または**3**の方

イ 雇用保険特例受給資格者証

雇用保険特例受給資格者証

1. 氏名: [] 2. 性別: [] 3. 生年月日: [] 4. 生年月日(西暦): []

5. 住所: [] 6. 電話番号: [] 7. 職業: [] 8. 雇用保険被保険者番号: []

9. 支庁方法(支庁コード) 記号(0番)番号: []

10. 特例受給資格(高年齢者、一 高年、高 短、短)

ハローワークの助成金制度・お問合せ

季節労働者の通年雇用化を目的とした国の制度で指定業種向け「通年雇用助成金」や指定業種以外向け「トライアル雇用助成金」等があります。詳しくはハローワークの担当窓口でご確認ください。

ハローワーク小樽 TEL.0134-32-8689 〒047-8609 小樽市色内1丁目10番15号

通年雇用を目指す季節労働者の皆さまへの支援事業

1 技能講習等受講支援事業 2講習まで受講可能!

(全額助成=無料) 実施予定: 令和6年6月3日から令和7年3月10日までの期間

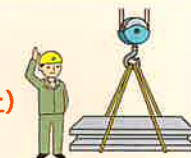
- 1** フォークリフト運転技能講習
(最大荷重1t以上)



2 小型移動式クレーン運転技能講習
(つり上げ荷重1t以上5t未満)



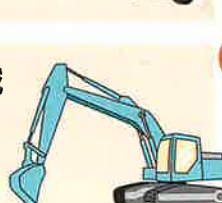
3 玉掛け技能講習
(つり上げ荷重1t以上)



4 高所作業車運転技能講習
(作業床高さ10m以上)



5 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
(機体重量3t以上)



6 ドローン教習基礎技能講習
(座学・シュミレーター訓練・実施訓練)



技能講習等受講支援事業申請の流れ

申込み前に
協議会窓口にて相談
及び申請を行います。

協議会より承認
通知書が郵送に
て届きます。

受講

令和6年度は、合計33名の受講定員として、上記6科目の講習料を協議会が全額負担し、技能向上を支援します。(6月3日より受講希望者の受付を開始予定です。)

※定員枠がありますので、申請を承認された受講者の先着順となります。

※2講習まで受講可能ですが、定員枠がありますので、申請を承認された受講者の先着順となります。



詳細は本事業の
チラシを
ご参照ください

2 免許・資格取得支援事業

(5割助成=半額) 実施予定: 令和6年6月3日から令和7年3月10日までに取得可能な講習

季節労働者が技能や技術に関する免許・資格を取得し、
通年雇用化を実現するための支援

大型特殊・大型・大型2種・中型・中型2種・準中型・けん引免許・ボイラー・危険物・土木施工管理技士・介護・ヘルパー・電気工事士等々の資格取得に要した費用(検定料・写真代・交通費を除く。の)
5割を助成します。 ※厚生労働省や北海道が認めている講習機関での受講計画であること。

複数の資格取得講習で、一人につき、年間**10万円を限度**に、受講経費5割の助成を受けることができます。

※受講申請に関しましては、協議会まで、**必ず申込み前**に直接お問い合わせください。

助成金交付までの流れ

申込み前に協議会窓口にて資格取得についての相談および承認申請を行います。

協議会より承認通知書が郵送にて届きます。

受講および資格検定試験に合格

協議会窓口にて助成金交付申請を行います。

協議会から交付決定通知書が郵送にて届き、後日、指定口座に助成金が交付されます。



詳細は本事業の
チラシを
ご参照ください



大型特殊自動車免許

※雇用保険制度における教育訓練給付金又は短期訓練受講費と本事業の助成金の併給はできません。